

# 小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会 公開規定

## (目的)

第1条 本規定は、小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）規約第5条に規定する、公開方法を定めるものである。

## (委員会の公開方法)

第2条 委員会の議事は原則公開とする。なお、希少野生動植物等に指定されている生物の生息・生育場所等が具体的に特定されるおそれがある議事については、委員の合意を得て非公開とする。

- 2 公開することにより特定の者に不当な利益若しくは不利益を及ぼすおそれがある議事についても、前項と同様の扱いとする。
- 3 傍聴に必要な事項は別途定める。
- 4 委員会資料は原則公開とする。なお、希少野生動植物等に指定されている生物の生息・生育場所等が具体的に特定されるおそれがある資料、及び公開することにより特定の者に不当な利益若しくは不利益を及ぼすおそれがある資料については、委員の合意を得て非公開とする。
- 5 委員会の議事概要は、事務局が取りまとめ、前項で公開することとした資料と合わせて、速やかに国土交通省中国地方整備局高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所WEBサイトにおいて公表する。なお、議事概要は、発言者の氏名及び第1項及び第2項により非公開とした議事に関する内容は除く。

## (その他)

第3条 本規定に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で定める。

## (附 則)

本規定は平成30年3月27日から施行する。  
令和元年10月9日より、本改訂版を施行する。